

この「広報ひこね」は 48,000 部作成し、1 部当たりの単価は 8 円（1 円未満切り捨て）です。ただし、原稿作成・編集などにかかる職員の人件費は含まれていません。

児童手当 各種届出と申請のお知らせ

問い合わせ先 困保険年金課
☎ 30-6136 番、FAX 22-1398 番

児童手当は、小学校を修了するまで（12 歳になった後の最初の 3 月 31 日まで）の子どもを養育している人で、前年（1～5 月分は前々年）の所得が、一定額未満の場合に、支給を受けることができます。（左の枠内）

続けて手当を受ける人は 6 月中に現況届を！

現在、児童手当を受けている人には、6 月 1 日(日)以降に、現況届の用紙を送ります。必要事項を記入して、6 月 30 日(月)までに提出してください。

新たに支給を受ける人は 急いで申請してください

児童手当を受けるためには、出生、転入などで支給資格ができた場合に、「認定請求書」の提出が必要です。提出した日の属する月の翌月分から、支給事由のなくなった日の属する月分まで支給されます。

前年の所得に変動があったことなどの理由で、新たに児童手当を受給できると思う人は、急いで申請してください。6 月分から支給を受けるためには、5 月中に申請する必要があります。平成 20 年度所得制限限度額（平成 19 年中の所得に適用）は左の表のとおりです。

申請・現況届の提出先

彦根市内に住所がある人は、困保険年金課、支所・各出張所に申請してください。彦根市外に住所がある人は、住所地の市区町村で申請してください。

なお、児童と同居している人は、養育者の住んでいる市区町村で、また、公務員の人は職場で、それぞれ申請してください。
※年金加入証明、所得証明書、住民票などの書類の添付が必要な場合があります。

児童手当支給の要件

彦根市で児童手当の支給を受けるには、次の条件にすべて当てはまる必要があります

- 彦根市に養育者の住所がある
(市外に住所がある人は、住所のある市区町村で手続きしてください)
- 12 歳到達後最初の年度末までの児童を養育している
- 所得が一定限度額未満である
(表「所得制限限度額」をご覧ください)



表 児童手当の所得制限限度額

扶養親族の数	国民年金加入者	厚生年金および共済年金加入者
0 人	460 万円	532 万円
1 人	498 万円	570 万円
2 人	536 万円	608 万円
3 人	574 万円	646 万円
4 人	612 万円	684 万円
5 人	650 万円	722 万円

注 1 この表は、請求者（児童を養育している人）の所得（収入ではありません）に適用されます。所得から 8 万円を引いて、この表にあてはめてください。このほか、医療費などが控除できることがあります。

注 2 所得税法の老人控除対象配偶者か、老人扶養親族がある人は、老人控除の対象となる配偶者や老人扶養親族 1 人につき 6 万円ずつ、この表の所得制限限度額に加算してあてはめてください。

注 3 扶養親族などの人数が 6 人以上のときは、1 人につき 38 万円（扶養親族が上の「注 2」に該当するときは 44 万円）を加算してあてはめてください。

※平成 20 年 4、5 月分は 18 年中の所得によって、6 月分以降は、19 年中の所得によって、審査されます。

今月の納税 固定資産税（第 1 期）、軽自動車税（全期） 6 月 2 日(月)までに納めましょう